

## 問い合わせ先

### ●保険料額の決定、計算方法についてのお問い合わせ

高知県後期高齢者医療広域連合

電話 088-821-4526

高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階

### ●保険料の納付方法についてのお問い合わせ

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口

市・郡	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
市	高知市役所	088-823-9380	室戸市役所	0887-22-5133
	安芸市役所	0887-35-1002	香美市役所	0887-53-3115
	香南市役所	0887-57-8506	南国市役所	088-880-6556
	土佐市役所	088-852-7636	須崎市役所	0889-42-1355
	四万十市役所	0880-34-1114	宿毛市役所	0880-62-1233
	土佐清水市役所	0880-82-1108		
安芸郡	東洋町役場	0887-29-3394	奈半利町役場	0887-38-8181
	田野町役場	0887-38-2812	安田町役場	0887-38-6712
	北川村役場	0887-32-1214	馬路村役場	0887-44-2112
	芸西村役場	0887-33-2112		
長岡郡	本山町役場	0887-76-2115	大豊町役場	0887-72-0450
土佐郡	土佐町役場	0887-82-1110	大川村役場	0887-84-2211
吾川郡	いの町役場	088-893-1117	仁淀川町役場	0889-35-1088
高岡郡	日高村役場	0889-24-5001	越知町役場	0889-26-1115
	佐川町役場	0889-22-7706	中土佐町役場	0889-52-2213
	津野町役場	0889-55-2314	梶原町役場	0889-65-1170
	四万十町役場	0880-22-3117		
幡多郡	黒潮町役場	0880-43-2800	三原村役場	0880-46-2111
	大月町役場	0880-73-1112		

令和8年度版

# 後期高齢者医療 保険料のしおり



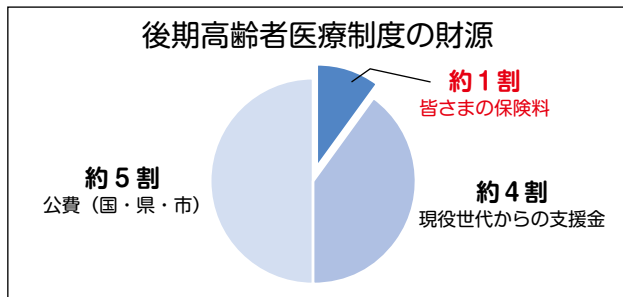
後期高齢者医療制度では、保険料は  
被保険者ごとに算定されます

高知県後期高齢者医療広域連合

## 保険料は大切な財源です

後期高齢者医療に必要な費用（医療機関等の窓口で支払う自己負担分を除く）のうち、約5割を公費（国・県・市町村）で、約4割を現役世代の医療保険からの支援金で負担しています。

**残りの約1割を保険料として**被保険者の皆さまに納めていただいています。



## 子ども・子育て支援金制度の開始について

こどもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当等のこども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるための制度として、創設されました。

子ども・子育て支援金制度は全世代から支援金を拠出いただき、社会全体で応援する仕組みです。

これにより、**令和8年度から子ども分（子ども・子育て支援納付金分）**を、従来の保険料（医療分）とあわせて納付いただくこととなります。



## 保険料は個人ごと

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただいています。

新たに75歳になられた方（65～74歳で一定以上の障害があり、認定を受けた方を含む）は、以前に加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退して、この制度に移行することになります。

このため、**以前の医療保険と重複した月分の保険料を納めることはありません。**

## 令和8年度の保険料率

保険料額を決定する保険料率（均等割額と所得割率）は、高知県の医療費等をもとに見直しされています。

また、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、「基礎賦課分（医療分）」とあわせて、「子ども・子育て支援納付金分（子ども分）」を納めていただきます。

令和8年度の保険料率は次の表のとおりです。

基礎賦課分（以下「医療分」）	
均等割額	60,400円
所得割率	10.31%
賦課限度額	85万円

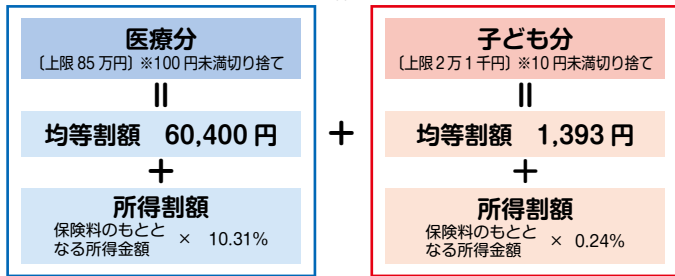
子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）	
均等割額	1,393円
所得割率	0.24%
賦課限度額	2万1千円

## 保険料の計算方法

年間の保険料は、医療分と子ども分それぞれで計算が行われ、その合計額が年間の保険料となり、被保険者ごとに決定します。

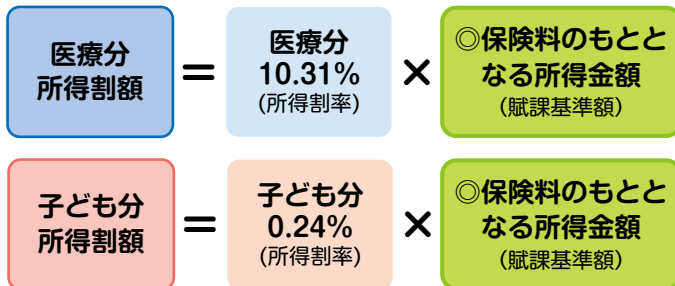
「均等割額」は、被保険者全員に等しく、「所得割額」は、被保険者の前年中の所得に応じて負担いただく保険料です。

### 保険料（年額）

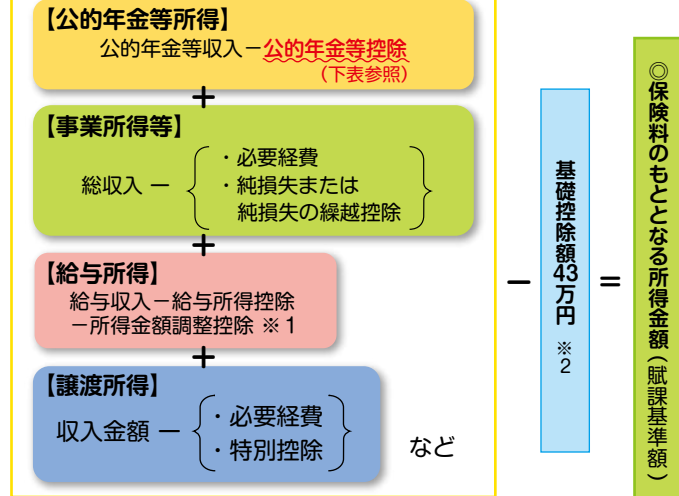


### ◆所得割額の計算方法

「◎保険料のもととなる所得金額（賦課基準額）」に各所得割率をかけたものが所得割額となります。



### 前年の総所得金額等



- 配偶者控除や医療費控除等の税の所得控除は適用されません。
- 所得割額の計算では、雑損失の繰越控除は適用されません。

※1 所得金額調整控除は対象になる方のみ。

※2 合計所得が 2,400 万円を超える場合、控除額は段階的に減ります。

### 公的年金等控除（65歳以上の方）

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1000万円以下の場合	1000万円を超え 2000万円以下の場合	2000万円超の場合
330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円以上 410万円未満	(A)×25% +27万5千円	(A)×25% +17万5千円	(A)×25% +7万5千円
410万円以上 770万円未満	(A)×15% +68万5千円	(A)×15% +58万5千円	(A)×15% +48万5千円
770万円以上 1000万円未満	(A)×5% +145万5千円	(A)×5% +135万5千円	(A)×5% +125万5千円
1000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

## 保険料が軽減される場合があります

### ①均等割額の軽減

所得の少ない方は、世帯主（被保険者でない場合もあります）と同一世帯の被保険者の総所得金額等（④ページ参照）の合計額が軽減を判定する所得額（下記の表）以下の場合には、均等割額が軽減されます。

※医療分及び子ども分それぞれの均等割額で軽減が適用されます。

軽減割合	軽減を判定する所得額 (医療分、子ども分共通)
7割 (医療分は7.2割)	43万円 +10万円×(給与・年金所得者数※-1)以下
5割	43万円 +10万円×(給与・年金所得者数※-1) +31万円×被保険者数以下
2割	43万円 +10万円×(給与・年金所得者数※-1) +57万円×被保険者数以下

※軽減判定は、当該年度の4月1日（4月2日以降に新たに資格を取得した方は資格取得日）における世帯状況により行います。前年中の所得について未申告の方がいる場合、その世帯の被保険者全員の軽減が判定できません。

※給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える方の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※軽減を判定する所得額は保険料のもととなる所得金額と異なる場合があります。

### ②被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、下記のとおりです。

ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する場合は、軽減割合が大きい方の額が軽減されます。

均等割額	5割軽減（加入後2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし（賦課されません）

■被用者保険とは

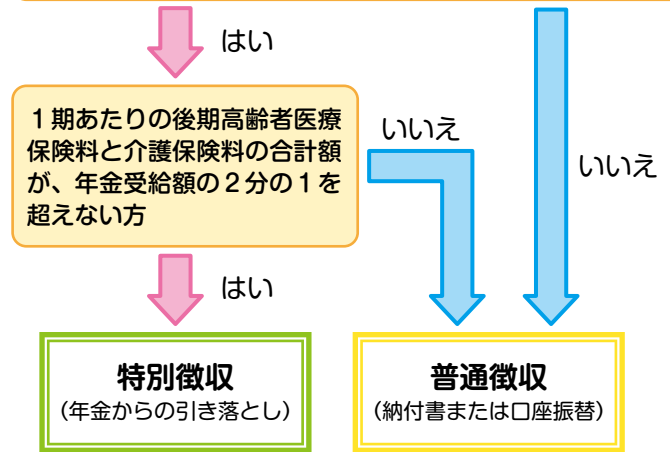
- ・協会けんぽ（全国健康保険協会）
- ・各種健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険
- ※国民健康保険、国民健康保険組合は対象外

## 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金からの引き落としにより納める「特別徴収」と、納付書や口座振替により納める「普通徴収」の2通りがあります。

### 納付方法の確認

引き落としの対象となる年金受給額が年額18万円以上の方



※新規に資格を取得した方（新たに75歳になった方など）や、転入等の異動があった方は、一定期間「普通徴収」になるのでご注意ください。

※引き落としの対象となる年金は、保険者や種別等により優先順位が定められています。複数の年金を受給している方は、最も優先順位が高い年金のみで特別徴収の可否が判定されません。そのため、受給している年金の総額が18万円以上の場合でも、特別徴収の対象とならない場合があります。

※特別徴収の対象となっていた方であっても、年度途中で保険料額や年金支給額の変更などがあった場合には、特別徴収が中止され、普通徴収となる場合があります。

## 特別徴収（年金からの引き落とし）

年6回の年金の支給月に、保険料が年金から引き落としされます。手続きの必要はありません。

仮徴収	4月(1期)	前年中の所得額が確定していないことから保険料が決定していないため、前々年の所得額をもとに <b>仮に算定した保険料</b>
	6月(2期)	
	8月(3期)	
本徴収	10月(4期)	令和8年度に確定した保険料から仮徴収した金額を差し引いた金額
	12月(5期)	
	2月(6期)	

※資格の取得日によって特別徴収の開始時期が異なります。そのため、特別徴収が開始されるまでは、普通徴収で保険料を納めていただくことになります。

## 普通徴収

決定した保険料を、納付書や口座振替で納めていただきます。

### ◆納付書での納付

・お住まいの市町村から送られてくる納付書で、期日までに金融機関等を通じて納めていただきます。

### ◆口座振替での納付 **納め忘れのない口座振替が便利です**

・ご指定の金融機関の口座から引き落としされます。

### 納付方法を年金からの引き落としから口座振替に変更できます

●現在、年金からの引き落としで保険料を納めていただいている方、新たに年金からの引き落としによるお支払いとなる方は、申請により金融機関の口座からの振替に変更することができます。

※これまでの保険料の納付状況から、変更が認められない場合があります。

●口座振替は、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者など、どなたの口座からでも可能です。

### ◆社会保険料控除の適用（所得税の確定申告などの時）

・特別徴収：被保険者本人の社会保険料控除  
・普通徴収（納付書や口座振替）：実際に納付いただいた方の社会保険料控除（※被保険者と生計を一にする配偶者その他親族に限る）

## 保険料の納付のご相談について

保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へご相談ください。

### 保険料の減免制度

火災や自然災害等の被災や、長期入院・疾病・失業等で収入が著しく減少するなど特別の事情により保険料の納付が困難となった際には、お住まいの市町村窓口へ申請することにより、保険料が減免されることがあります。

減免される保険料は、医療分と子ども分それぞれが対象となります。

### 保険料の納付を忘れずに

保険料を期日までに納めないと、督促状が送付され、延滞金が加算される場合があります。

また相談なく納付がない状態が続くと、滞納処分（財産の差押え等）を行うことがあります。

### 《保険料は納期限までに納めましょう》

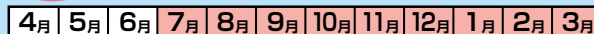
#### 年度途中で資格を取得・喪失した場合は

#### ◆【取得】75歳到達、県外からの転入など

保険料は、資格を取得した日の属する月から年度末までの月数に応じて、月割りで計算されます。

**後期高齢者医療保険加入前の保険と重複した月分の保険料を納めていただくことはありません。**

#### 例1 7月20日に75歳の誕生日を迎えた方



取得月から

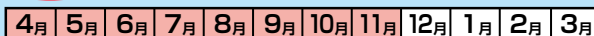
年間の保険料の12分の9の額を納めます

（この場合は7月から3月までの9か月間の保険料が発生します）

#### ◆【喪失】県外への転出など

保険料は、4月から資格を喪失した日の属する月の前月までの月数に応じて、月割りで計算されます。その際、納め過ぎとなっている場合は、あとでお返しします。

#### 例2 12月23日に県外に転出をした方



前月分まで

年間の保険料の12分の8の額を納めます

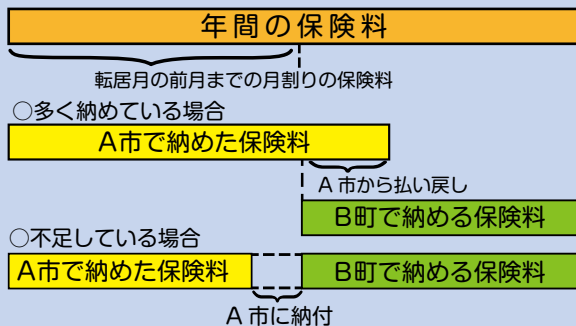
（この場合は4月から11月までの8か月間の保険料が発生します）

## よくある質問

**Q** 県内（広域連合内）で転居した場合、その年の保険料はどうなりますか？

**A** 県内で転居した場合は、**1年間の保険料額は変わりません。**ただし、保険料の納付先の市町村が変更になり、**市町村ごとに納期限が異なります。**転出した市町村では、転居月の前月まで月割りで計算した保険料を納付します（多く納めている場合には払い戻しされ、不足している場合は不足分を納付します）。転入した市町村では、転居月から月割りで計算した保険料を納付することになります。

### A市からB町へ転居の場合



**Q** 今まで国民健康保険では口座振替（もしくは年金からの天引き）でしたが、納付方法を引き継ぎますか？

**A** 制度が異なるため、納付方法の引き継ぎは行われません。引き続き口座振替を希望される場合は、お住まいの市町村で改めて手続きをする必要があります。年金からの天引き（特別徴収）の条件に該当する方については、加入後一定の期間経過後、自動的に切り替わります。詳しくは「保険料の納付方法（6・7ページ）」をご確認ください。

**Q** 保険料は一括で支払うことはできますか？

**A** お支払い可能です。ただし、市町村によって納付書の取り扱いが異なる場合がありますので、お住まいの市町村でご確認ください。（※二重納付にはご注意ください。）

**Q** 去年より保険料（※子ども分を除く）が上がっているのはなぜですか？

**A** [昨年度75歳になられた場合]  
昨年度中に75歳となり後期高齢者となった方は、昨年度は保険料が1年分がかかっていませんでした（10月生まれの場合、6か月分の保険料）が、今年度は1年間分の保険料となります。

[収入の増加があった方]

保険料はご自身の所得を基に計算する部分があり（所得割額）、確定申告や収入状況に応じて所得に変化があった場合、保険料も変動します。

**Q** 後期高齢者医療に加入したのに、国民健康保険の納付書が届きました。後期高齢者医療保険と二重に請求されていませんか？

**A** 世帯内にまだ75歳となっていない家族の方はいませんか。国民健康保険は世帯主が加入者でなくても、家族に加入者がいる場合、世帯主宛に通知が届きます。ただし、国保税（料）の計算は加入者のみで計算しています。

**Q** 同じ世帯で家族（配偶者など）と自分の保険料が異なっているのはどうしてですか？

**A** 保険料は世帯の所得とご自身の所得で計算されています。ご家族（被保険者）と、ご自身の所得額が違う場合、保険料は異なります。

**Q** 私は72歳で、夫の会社の健康保険の被扶養者です。夫が75歳になり、後期高齢者医療に加入しますが、私の健康保険はどうなりますか？

**A** 被扶養者の方（後期高齢者の方を除く）は、被保険者本人の夫と同じく健康保険の資格を喪失します。このため、市町村の国民健康保険に加入するか、他のご家族の健康保険等の被扶養者になる必要があります。

# 保険料算定例

## 1. 被保険者が2人の世帯

年金収入額		夫	153万円	168万円	230万円	282万円	330万円
		妻	84万円	84万円	84万円	84万円	84万円
所得額		夫	43万円	58万円	120万円	172万円	220万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
保険料のもととなる所得金額		夫	0円	15万円	77万円	129万円	177万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
均等割額の軽減割合			7割軽減 ※1		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額①	夫	0円	15,465円	79,387円	132,999円	182,487円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
	軽減後の均等割額②	夫	16,912円	16,912円	30,200円	48,320円	60,400円
		妻	16,912円	16,912円	30,200円	48,320円	60,400円
	合計③(①+②) ※2	夫	16,900円	32,300円	109,500円	181,300円	242,800円
		妻	16,900円	16,900円	30,200円	48,300円	60,400円
子ども分	所得割額④	夫	0円	360円	1,848円	3,096円	4,248円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
	軽減後の均等割額⑤	夫	417円	417円	696円	1,114円	1,393円
		妻	417円	417円	696円	1,114円	1,393円
	合計⑥(④+⑤) ※3	夫	410円	770円	2,540円	4,210円	5,640円
		妻	410円	410円	690円	1,110円	1,390円
保険料年額 ③+⑥		夫	17,310円	33,070円	112,040円	185,510円	248,440円
		妻	17,310円	17,310円	30,890円	49,410円	61,790円

## 2. 被保険者が1人の世帯(年金収入のみ)

年金収入額	153万円	168万円	199万円	225万円	258万円	
所得額	43万円	58万円	89万円	115万円	148万円	
保険料のもととなる所得金額	0円	15万円	46万円	72万円	105万円	
均等割額の軽減割合	7割軽減 ※1		5割軽減	2割軽減		
医療分	所得割額①	0円	15,465円	47,426円	74,232円	108,255円
	軽減後の均等割額②	16,912円	16,912円	30,200円	48,320円	60,400円
	合計③(①+②) ※2	16,900円	32,300円	77,600円	122,500円	168,600円
子ども分	所得割額④	0円	360円	1,104円	1,728円	2,520円
	軽減後の均等割額⑤	417円	417円	696円	1,114円	1,393円
	合計⑥(④+⑤) ※3	410円	770円	1,800円	2,840円	3,910円
保険料年額 ③+⑥		17,310円	33,070円	79,400円	125,340円	172,510円

- ・均等割額（医療分：60,400円・子ども分：1,393円）  
所得割率（医療分：10.31%・子ども分：0.24%）にて計算。
- ・所得割額・均等割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てます。

- ※1) 令和8・9年度の医療分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。
- ※2) 100円未満切り捨て
- ※3) 10円未満切り捨て

# 保険料計算例

## 1. 被保険者が2人の世帯（年金収入と給与収入）

収入：夫（世帯主）厚生年金（基礎年金含む） 170万円＋給与収入 150万円  
 妻 厚生年金（基礎年金含む） 135万円＋給与収入 85万円

【医療分】	
被保険者均等割額	所得割額
<夫> 年金所得額=60万円 (170万円-110万円=60万円) 給与所得額=85万円※ <妻> 年金所得額=25万円 (135万円-110万円=25万円) 給与所得額=20万円※ ・計算方法は④④ページ参照	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 145万円-43万円 =102万円 (60万円+85万円 =145万円) 102万円×10.31% =105,162円…②
【軽減対象の判定は？】 <夫>45万円+85万円=130万円 (60万円-15万円=45万円) <妻>10万円+20万円=30万円 (25万円-15万円=10万円) ●軽減を判定する所得額 130万円+30万円=160万円 115万円<160万円≦167万円 →2割軽減該当…⑤ページ参照 ↓ 60,400円×8割 =48,320円…①	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 45万円-43万円 =2万円 (25万円+20万円 =45万円) 2万円×10.31% =2,062円…③

夫：医療分=①+②=153,400円…④

妻：医療分=①+③= 50,300円…⑤ ※100円未満切り捨て

【子ども分】	
被保険者均等割額	所得割額
<夫> 年金所得額=60万円 (170万円-110万円=60万円) 給与所得額=85万円※ <妻> 年金所得額=25万円 (135万円-110万円=25万円) 給与所得額=20万円※ ・計算方法は④④ページ参照	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 145万円-43万円 =102万円 (60万円+85万円 =145万円) 102万円×0.24% =2,448円…⑦
【軽減対象の判定は？】 <夫>45万円+85万円=130万円 (60万円-15万円=45万円) <妻>10万円+20万円=30万円 (25万円-15万円=10万円) ●軽減を判定する所得額 130万円+30万円=160万円 115万円<160万円≦167万円 →2割軽減該当…⑤ページ参照 ↓ 1,393円×8割 =1,114円…⑥	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 45万円-43万円 =2万円 (25万円+20万円 =45万円) 2万円×0.24% =48円…⑧

夫：子ども分=⑥+⑦=3,560円…⑨

妻：子ども分=⑥+⑧=1,160円…⑩ ※10円未満切り捨て

### 保険料（年額）

夫：保険料（④+⑨）=156,960円/年

妻：保険料（⑤+⑩）= 51,460円/年

※給与収入が190万円未満の場合は、収入額から65万円を控除した額が給与所得額になります。給与収入が190万円以上の場合は、控除する額が段階的に変わります。

## 2. 被保険者が1人の世帯（年金収入と事業収入）

収入：厚生年金（基礎年金含む） 180万円(1人の世帯)  
 事業収入 50万円(経費20万円、事業収入：農業・自営業など)

【医療分】	
被保険者均等割額	所得割額
年金所得額=70万円 (180万円-110万円=70万円) 事業所得額=30万円 (50万円-20万円=30万円) ・計算方法は④④ページ参照	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 100万円-43万円 =57万円 (70万円+30万円=100万円) 57万円×10.31% =58,767円…②
【軽減対象の判定は？】 55万円+30万円=85万円 (70万円-15万円=55万円) 74万円<85万円≦100万円 →2割軽減該当…⑤ページ参照 ↓ 60,400円×8割 =48,320円…①	60,400円×8割 =48,320円…①

医療分=①+②=107,000円…③ ※100円未満切り捨て

【子ども分】	
被保険者均等割額	所得割額
年金所得額=70万円 (180万円-110万円=70万円) 事業所得額=30万円 (50万円-20万円=30万円) ・計算方法は④④ページ参照	(賦課のもととなる所得金額) 所得額 100万円-43万円 =57万円 (70万円+30万円=100万円) 57万円×0.24% =1,368円…⑤
【軽減対象の判定は？】 55万円+30万円=85万円 (70万円-15万円=55万円) 74万円<85万円≦100万円 →2割軽減該当…⑤ページ参照 ↓ 1,393円×8割 =1,114円…④	1,393円×8割 =1,114円…④

子ども分=④+⑤=2,480円…⑥ ※10円未満切り捨て

### 保険料（年額）

保険料（③+⑥）=109,480円/年